



三重県公報

平成28年6月6日(月)

号 外

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
選 管 告 示			
40	三重海区漁業調整委員会委員の欠員による補欠選挙	(選挙管理委員会)	2
41	三重海区漁業調整委員会委員補欠選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者の選任	(同)	2
42	三重海区漁業調整委員会委員補欠選挙における選挙会の場所及び日時	(同)	2

選 管 告 示**三重県選挙管理委員会告示第 40 号**

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 93 条第 2 項の規定により、三重海区漁業調整委員会委員の欠員による補欠選挙を次のとおり行います。

平成 28 年 6 月 6 日

三重県選挙管理委員会委員長 宮 崎 慶 一

- 1 選挙の期日 平成 28 年 6 月 15 日（水）
- 2 選挙すべき委員の数 1 人

三重県選挙管理委員会告示第 41 号

平成 28 年 6 月 15 日執行の三重海区漁業調整委員会委員補欠選挙における選挙長及びその職務を代理すべき者を次のとおり選任しましたので、漁業法施行令（昭和 25 年政令第 30 号）第 9 条において準用する公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 81 条の規定により告示します。

平成 28 年 6 月 6 日

三重県選挙管理委員会委員長 宮 崎 慶 一

- 1 選挙長
松阪市高町 1207 番地 2
大橋 純郎
- 2 選挙長に事故があり、又は欠けた場合においてその職務を代理すべき者
松阪市獺師町 427 番地 8
西 秀次

三重県選挙管理委員会告示第 42 号

平成 28 年 6 月 15 日執行の三重海区漁業調整委員会委員補欠選挙における選挙会の場所及び日時を次のとおり定めましたので、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 94 条において準用する公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 78 条の規定により告示します。

平成 28 年 6 月 6 日

三重県選挙管理委員会委員長 宮 崎 慶 一

- 1 場 所
津市広明町 13 番地
三重県庁 2 階 三重県選挙管理委員会室
- 2 日 時
平成 28 年 6 月 16 日（木）午後 1 時 30 分

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>